

1. ご契約に関するご注意

小売電気事業者は、以下の通りです。

株式会社アイキューフォーメーション（登録番号：A0338）住所：東京都目黒区上目黒 3-6-18 TYビル7階

・当サービスは、株式会社アイキューフォーメーションが提供するサービスです。

・あらかじめ当社の「供給約款」をご承認のうえ、当社所定の様式によってお申込みをいただきます。ただし、当社が認める場合には電話等によるお申込みを受付する事があります。

・当社にて、小売電気事業者の切替手続きを行います。（お客様自身による現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きは不要です）

・当社にて見守り電気への切替準備が完了した日がご契約成立日となります。具体的なご契約成立日は、「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。

・お申込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客様自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約の手続きを行っていただく必要があります。その場合、当社への切替日から、元の小売電気事業者へ戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。

・見守り電気お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項をご確認されることをお勧めいたします。例えば、以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。

①違約金の発生（複数年契約等で現在ご契約期間中の場合）②ポイント等の失効 ③過去の電気使用量に関する照会不可 ④継続利用期間割引に適用される継続利用期間のクリア ⑤現小売電気事業者による検針票の提供終了

・ご使用開始日（料金の適用開始日）は、切替手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。具体的な使用開始日は別途通知する「ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。

・お客様の「ご契約種別」「供給設備の状況」等によりサービスの提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. 電気の料金について

ご利用料金は下記料金表をご覧ください。

・電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき下記料金表にて計算します。なお、電気料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとします。

・基本料金は、ご契約アンペア数により決定いたします。

・料金は基本料金と、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を差し引いた又は加えたものとします。※燃料調整費とは、電気の供給に必要な燃料費の価格変動に応じて単価を毎月設定し、ご使用量の単価を乗じた、燃料調整費を請求いたします。※再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、電気をご利用される全てのお客様からご使用量に応じて、国が定めた基準で毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。

・ご請求書は、e-mail でお客様があらかじめ設定したアドレスにお送ります。書面請求書の発行をご希望される場合、書面請求書発行郵送手数料として、1請求書あたり150円（税別）がかかります。

・毎月の電気料金については当社指定の口座振替によりお支払いいただきます。

・お客様が電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れ、それにより当社に損害が発生した場合、当該損害をお客様に請求いたします。

見守り電気四国電力管内	料金単価	従量電灯
最低料金	403.92円（税込み）	1契約あたりはじめての11kWhまで含む
従量料金1段	20.00円（税込み）	11kWhから120kWhまで
従量料金2段	26.50円（税込み）	120kWhから300kWhまで
従量料金3段	29.95円（税込み）	300kWhを超える分

見守り電気中国電力管内	料金単価	従量電灯
最低料金	331.23円（税込み）	1契約あたりはじめての15kWhまで含む
従量料金1段	20.40円（税込み）	はじめの120kWhまで
従量料金2段	26.96円（税込み）	120kWhから300kWhまで
従量料金3段	29.04円（税込み）	300kWhを超える分

3. お申込みの方法

・当社WEBサイトからのお申込みもしくは所定の申込用紙にてお申込みください。

4. 使用開始日の予定年月日

・現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

5. 契約電流

・原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客様の過去1年間の最大需要電力をベースとします。

6. 工事等に関するご注意

・お客様の電気メーターがアナログメーターの場合は、スマートメーターに取り替える必要があります。取替工事は、所轄の一般送配電事業者から請け負った工事会社が行います。その際にお客様の土地または建物へ立ち入ります。

・電気メーターは一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、本工事以外にお客様の希望で行う工事については、所轄の一般送配電事業者の託送供給約款に基づき工事費用が発生する場合があります。

・工事日について事前に工事会社よりお客様に連絡があります。現地の状況によりお客様の立ち合いが必要となる場合があります。

・本設置工事の間、原則として停電することはありません。やむを得ず停電工事になる場合には、事前に工事会社より連絡があります。

・一般送配電事業者の電気工作物（電気メーター、引き込み線など）やお客様の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合には、お客様より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。

・計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

7. お支払いの方法

・毎月の電気料金については当社指定のクレジットカードによりお支払いいただきます。

・工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

8. お客様の協力

・需要場所への立入りによる業務の実施

供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

・施設場所の提供

一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。

・保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9. 当社からの契約解除について

・お客様が次のいずれかに該当する場合、当社はお客様との電気供給に関する契約を解約することができます。この場合は、原則として、解約の15日前にお客様に通知いたします。

① お客様が料金の支払期日を経過してなお支払わない場合

② お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務（損害賠償金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

③ お客様がその他、電気供給約款に違反した場合

④ お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

見守り電気の契約期間中に発生した料金その他の債権債務は、契約を解約した場合でも消滅しません。

10. お客様からの契約解除

・契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。

・当社から他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、当社に解約の手続きをする必要はありません。新たな小売電気事業者へお申し込みください。

・移転等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。お申し出を10日前までに頂いていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様負担となる場合がございます。

・契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様からご負担いただく場合があります。

11. その他

・契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。周波数は50Hzです。

・契約電流、契約容量は原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量にのっとり設定を行います。

・お客様の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、当社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただきます。※当社が一般送配電事業者から請求された清算金のみ実費で請求いたします。

・当社への申し込みと同時に契約電流を変更する事はできません。

12. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称：香川電力株式会社（登録小売電気事業者 A330）

住所：香川県高松市天神前10-5 高松セントラルスカイビルディング4F

電話：087-835-3755（平日9時から18時）

URL：<http://www.kagawa-epco.co.jp/>

13. 取次事業者の名称等・問い合わせ窓口

名称：株式会社アイキューフォーメーション（登録小売電気事業者 A338）

住所：東京都目黒区上目黒三丁目6-18TYビル

電話：03-5494-5422（平日10時から18時）

URL：<https://iqformation.com/> もしくは <https://mydenki.com/>

以上

東京都目黒区上目黒三丁目6-18TYビル
経済産業省資源エネルギー庁登録小売電気事業者【A0338】 株式会社アイキューフォーメーション
改定履歴：初版 2018/10/01

東京都目黒区上目黒三丁目6-18TYビル
経済産業省資源エネルギー庁登録小売電気事業者【A0338】 株式会社アイキューフォーメーション
改定履歴：初版 2018/10/01